

北海道旭川自家用新聞

発行所

(一社) 旭川地方自家用自動車協会
編集兼発行人 尾 関 哲 也
旭川市春光町十番地
電話 (0166) 51-1121

改正道路交通法による

特定小型原動機付自転車の

交通ルール等について



本年七月一日、道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三二号)が施行され、原動機付自転車は車体の大きさや構造などに応じて「一般原付(一般原動機付自転車)」と「特定原付(特定小型原動機付自転車)」に区分された。

それに伴い特定原付(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行され、性能上の最髙速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は特定原付として、走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されている。

通自車と同じ(全長一九〇cm以下、全幅六〇cm以下であること)。車体の構造が、「原動機として定格出力が〇・六〇kW以下の電動機を用いること」、「時速二〇kmを超える速度を出すことができないこと」、「走行中に最髙速度の設定を変更することができないこと」、「AT(オートマチック・トランスミッション)機構であること」、「道路運送車両の保安基準第六六条の一七に規定する最髙速度表示灯(灯火が緑色で点灯または点滅するもの)が備えられていること」。以上、これらの基準を全て満たすものを特定原付としている。

一日以降も、引き続き、その車両区分(一般原付または自動二輪等)に応じた交通ルールが適用されている。また、特定原付は道路運送車両法上の保安基準に適合しているものでなければ運行の用に供してはならず、保安基準の適合性については、地方運輸局による型式認定番号標または性能等確認実施機関による「性能等確認シール」(図1)の有無が目安となっている。

そのほか、市町村の条例等の定めるところにより、ナンバープレートを取得し、車体の見やすいところに取り付けることや、自動車損害賠償責任保険・共済(自賠責保険・共済)への加入が義務付けられている。運行時の交通ルールでは、特定原付の運転には運転免許を不要としているが、十六歳未満の者が運転することを禁止している。また、特定原付を運転することとなる恐れのある十六歳未満の者に対し、特定原付を提示することも禁止している。

通行する場所は、車道と歩道または路側帯の区分があるところでは、車道を通行しなければならず(自転車レーンも通行可能)、道路では原則左側に寄って通行し、右側通行を禁止している。なお、特定原付のうち、時速六kmを超えない速度で、走行時に最髙速度表示灯を緑色点滅にするなど、一

定の基準を満たす特定原付については、「特例特定小型原動機付自転車」として、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識(図2)等が設置されている歩道に限り、最髙速度表示灯を点滅させて、歩道の通行を可能としている。また、運転者の乗車用ヘルメットの着用は努力義務となっているほか、公道を走行する場合は、信号機の信号や一時停止などの道路標識に従う義務があり、違反した場合は交通違反通告制度が適用される。ただし、運転免許が不要なことから、免許保持者に対する反則点数制度は無く、反則金の納付という方法で処理される。

なお、特定原付には、自転車と同様に道路交通上の違反行為を反復して行った者に対し、公安委員会による講習の受講を命じることができる。違反行為が定められている。自転車では、信号無視や酒気帯び運転など十五種類の違反行為を受講対象としているが、特定原付はこの十五種類のほかに、携帯電話の使用



まずはみんなで安全確認!
みんなで守る交通ルール

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)
秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「交通事故ゼロを目指す日」です

内閣府

令和5年6月30日まで
改正道路交通法施行後

電動キックボード等
車両区分に応じた免許が必要
実証実験

原動機付自転車
法定速度30km/h

小型特殊自動車
最髙速度15km/h以下

改正道路交通法施行に伴い実証実験は終了

電動キックボード等
免許必要
一般原動機付自転車
法定速度30km/h

特定小型原動機付自転車
最髙速度20km/h以下
※速度抑制装置で制御

特例特定小型原動機付自転車
最髙速度6km/h以下
※速度抑制装置で制御

※16歳未満は、運転禁止

性能等確認シール

性能等確認済
認定機関名称・確認番号
特定原付 [車名・型式]

性能等確認済
認定機関名称・確認番号
特定原付 [車名・型式]

ストッパ・ザ・交通事故
くめさせ 安全で安心な北海道

令和5年
秋の全国交通安全運動

実施期間
9月21日(木)～9月30日(土)

重点目標

- 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るため、左記の活動等を推進する。
- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

9月30日は
「交通事故ゼロ
を目指す日」

なお、この違反行為に対して行う「特定小型原動機付自転車運転者講習」の受講命令に従わない場合は、五万円以下の罰金を科すとしている。

TOYOTA Rent a Car

TOYOTA SHARE

24時間レンタカー無人貸出サービス

■取扱い車種 ルーミー・ヤリス・ヴィッツ/禁煙車

■ステーション(8店舗)

旭川駅前店	富良野店
大雪通り店	トマム店
旭川空港前店	旭川末広店(ドコモショップ店内)
稚内店	(ドコモショップ店内)

詳しくはWebサイトへ
<https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/>

アプリのダウンロードはこちら

iPhoneはこちら
Androidはこちら

トヨタのカーシェア
入会金・月会費 無料

TOYOTA SHARE

トヨタレンタカー予約センター
0800-7000-111

ホームページトヨタレンタカータイプ
www.toyota.co.jp/rent/

携帯からのアクセスはこちら
<https://rent.toyota.co.jp>

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市物流団地1条1丁目1番27号

旭川店 Tel.(0166)57-0100	大雪通り店 Tel.(0166)34-0100	深川店 Tel.(0164)23-0100	稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
旭川空港店 Tel.(0166)83-3701	富良野店 Tel.(0167)23-2100	利尻店 Tel.(0163)89-2300	留萌店 Tel.(0164)43-0100
旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100	士別店 Tel.(0165)23-2100	礼文店 Tel.(0163)86-1117	トマム店 Tel.(0167)58-1001
忠和店 Tel.(0166)61-0100	名寄店 Tel.(01654)3-0100	稚内店 Tel.(0162)22-0100	

9月・10月は

『自動車点検推進運動』の強化月間！

「ただいま」の笑顔のためにマイカー点検



自動車ユーザーに、自動車の保守管理意識の高揚及び、適切な点検整備の実施と推進を図ることを目的とした「自動車点検推進運動」が、九月と十月の二ヶ月間を強化月間として展開しています。

本運動は、国土交通省並びに自動車関係三十一団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十五団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」が中心となり、自動車ユーザーに「日常点検」や「定期点検」などの適切な点検・整備の実施の必要性を理解していただくと共に、大型車のユーザーにあつては、整備不良に起因する事故の防止を図るため、より確実な点検・整備の実施を求めることを目的として実施しています。

自動車は数多くの様々な部品で構成され、使用されている部品は使用過程において劣化や消耗するものが多く、このため、自動車本来の安全・環境性能を適切に維持するために

は、定期的に交換や補充を行う必要があります。また、近年、国内の自動車メーカーが製造する乗用車の約九割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急速に普及してきました。

これらの自動車にはカメラやセンサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中に故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルが発生した事例も報告されており、車両の安全確保のために予防的な点検・整備を行うことが、益々重要となってきました。

道路運送車両法では、「自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点検、制動装置の作動、その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない」と、日常点検及び定期点検の実施を義務付けています。

「地方版図柄入りナンバープレート」は、地域の風景や観光資源など、各地域の個性を活かした特色のある図柄をナンバープレートに描き、地域の魅力を全国に発信することを目的として平成三十年に導入され、現在、五十八地域で交付している。

今回、新たに交付する地方版図柄入りナンバープレートは、令和二年に次ぐ第三弾で、本年十月に十地域で交付を開始するとしているが、このうち五地域は、今回の交付から新設された「都道府県の全域を単位とする図柄」となっている。

この「都道府県の全域を単位とする図柄」の五地域は、秋田県、栃木県、群馬県、東京都、沖縄県の五地域で、秋田県が「親子の秋田犬」、栃木県が「とちぎのいちご」、群馬県が「ぐんまちゃんワールド」、東京都が「ソメイヨシノと東京タワー」、沖縄県が「首里城復興」と、それぞれ地域の特色を活かした図柄をナンバープレートに施している。

また、残る五地域は「既存のナンバー名を単位とする図柄」で、いわき、那須、岡崎、堺、広島の五地域。それぞれ、いわきが「フラシテイいわき」、那須が「未来ある那須地域」、岡

自動車点検整備推進運動

あなたと社会の未来が変わる！

点検整備の大事なコト

安全と環境保全には、点検・整備が必要です

「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシのデザイン等はこちら
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/13/13-1/>

自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com

クルマの愛着点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/mlt/index.html

前に異常に気付き整備が行えることから、様々な部品にかかる費用を最小限に抑えられ、自動車の寿命を延ばすことにも繋がります。

日常点検の実施時期は特に定められてはいませんが、走行距離や運行状況などから判断し、適切な時期に行います。

年間の走行距離が一万km程度の一般的な使用方をしている自動車の場合は、最低限、一ヶ月に一回を目安に点検を行うのが理想とされています。

自動車を定期的に点検することは自動車の性能や安全が確保されるばかりではなく、燃料消費量や地球温暖化の原因となるCO₂排出量も抑えられ、セーフティドライブやエコドライブ、環境保全にも繋がります。

特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検・整備は欠かせません。安心して快適なカーライフを送るためにも、マイカーの日常点検・定期点検を励行し、日頃からクルマの健康管理を心掛けましょう。

第三弾「地方版図柄入りナンバー」

新たな十地域のデザインを公表

【国交省】

国土交通省は、十地域で新たに交付する「地方版図柄入りナンバープレート」のデザインを発表した。

「地方版図柄入りナンバープレート」は、地域の風景や観光資源など、各地域の個性を活かした特色のある図柄をナンバープレートに描き、地域の魅力を全国に発信することを目的として平成三十年に導入され、現在、五十八地域で交付している。

今回、新たに交付する地方版図柄入りナンバープレートは、令和二年に次ぐ第三弾で、本年十月に十地域で交付を開始するとしているが、このうち五地域は、今回の交付から新設された「都道府県の全域を単位とする図柄」となっている。

2022年度 『自動車アセスメント』 評価結果を公表

国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASSVA）では、自動車等の安全性能を評価した二〇二二年度自動車アセスメント（自動車安全性能二〇二二）の評価結果を公表した。

自動車アセスメントは、安全な自動車を選ぶことができる環境を整えるとともに、自動車メーカーに対しては、安全な自動車等の開発を促進することを目的とし、より安全な自動車の普及を促進しようとするもので、国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASSVA）が一体となって、平成七年度より実施している。

この自動車アセスメントでは、事故の被害を削減する効果が高い「衝突安全性能」や「予防安全性能」に対する評価を公表している。

この十地域のナンバーは、いずれも本年九月二十五日より事前申込みの受付を開始し、本年十月二十三日より交付開始としている。

「都道府県の全域を単位とする図柄(5地域)」

秋田599 20-46	宇都宮599 20-46	群馬599 20-46
品川599 20-46	沖縄599 20-46	

「既存のナンバー名を単位とする図柄(5地域)」

いわき599 20-46	那須599 20-46	岡崎599 20-46
堺599 20-46	広島599 20-46	

し評価を行い、評価を実施している車両等が全体の八割をカバーできる。評価試験の対象車両を選定し適切に評価試験を実施している。

また、大きな事故が発生した場合に、発生場所等必要な情報を自動的に通報する「事故自動緊急通報システム機能」の評価も実施している。

「衝突安全性能」では、乗員保護性能試験、歩行者保護性能試験及びシートベルト着用時警報装置試験の各々について評価を実施。

「予防安全性能」では、近年、急速に普及している車両や歩行者を検知する衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違いによる誤発進を抑制する装置、車線逸脱抑制装置などについて評価を実施し、いずれも事故形態を踏まえた試験を行った上で総合的な結果を公表している。

二〇二二年度の自動車安全性能評価では、衝突安全性能評価について「フルラップ前面衝突試験」「オフセット前面衝突試験」「側面衝突試験」「後面衝突頸部保護性能試験」

「衝突被害軽減ブレーキ」「車線逸脱抑制装置」

「予防安全性能評価」

衝突被害軽減ブレーキ

車線逸脱抑制装置

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

「歩行者頭部保護性能試験」「歩行者脚部保護性能試験」「シートベルトの着用警報装置試験」の七項目を、予防安全性能評価については「衝突被害軽減ブレーキ性能試験（対車両）」「衝突被害軽減ブレーキ性能試験（対歩行者・昼間）」「衝突被害軽減ブレーキ性能試験（対歩行者・夜間）」「車線逸脱抑制性能試験」「後方視界情報性能試験」「高機能前照灯」「ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験」の七項目を、また、事故自動緊急通報装置の有無について、乗用車（七車種）、軽自動車（六車種）の計十三車種に評価試験を実施し、このうち最高評価にあたる「ファイブスター（星五個）賞」を七車種が獲得した。

今回、星五個を獲得した七車種は、トヨタ「ヴォクシー／ノア」、スバル「ソルテラ」、トヨタ「bZ4x」、トヨタ「シエンタ」、日産「サクラ」、ホンダ「ステップワゴン」、三菱「eKクロスEV」、トヨタ「カローラクロス」。

このうち、トヨタ「ヴォクシー／ノア」は、衝突安全性能評価の得点率87%、予防安全性能評価100%、事故自動緊急通報装置100%となり、総合評価で最高得点（186.4点／199点満点中）を獲得し、「ファイブスター」大賞を受賞した。

「フルラップ前面衝突試験」「側面衝突試験」

「後面衝突頸部保護性能試験」「歩行者頭部保護性能試験」

「衝突安全性能評価」

フルラップ前面衝突試験

側面衝突試験

後面衝突頸部保護性能試験

歩行者頭部保護性能試験

安全のためにできること

適性診断を受けましょう

NASVA 旭川支所

自動車事故対策機構（ナスバ・全国五十支所）では、交通事故防止対策の一環として、運転適性診断を実施しております。適性診断を受けて自分を知り、事故防止を図りましょう！

ナスバの適性診断は、自動車の運転に関する長所、短所といった「運転のクセ」を様々な測定により見だし、それぞれのクセに応じたアドバイスを提供することで、交通事故防止に活用いただくものです。

年間約四十六万人の方々を利用し、特に営業車の運転者の九〇％以上の方に利用いただいております。事故防止に効果を上げています。

なお、自家用の事業者の方もご利用いただいておりますので、事故防止のためにも是非活用下さい。適性診断では、次のような項目を測定します。

機能測定として

- ①判断動作のタイミング
- ②動作の正確さ

- ③注意の配分
- ④安全運転態度
- ⑤危険感受性
- ⑥疲労蓄積度

視覚機能として

- ①視野
- ②動体視力
- ③眼球運動

測定終了後、優良な点、注意が必要な点を記載した適性診断票を発行します。

また、より一層の効果上げるため、診断終了後に助言・指導を行なうカウンセリング付きの診断もあります。

このカウンセリング付き診断では、診断結果の詳しい説明やアドバイスを行い、日頃の運転を振り返って、自身の運転を見つめ直ししてもらう



NASVAマスコットキャラクター「ナスバちゃん」

きっかけにすることを目的としています。安全運転のために、適性診断を是非ご利用下さい。

なお、受診のお申し込みは予約制となっておりますので、事前にお電話にてご予約をお願い致します。

《お問い合わせ先》

独立行政法人
自動車事故対策機構旭川支所
TEL 〇一六六四〇一〇一一

【開業日】

毎週月曜日～金曜日
(但し、木曜日は休診日)

※第一・第三の土曜日は開業日で、開業した土曜日の翌月曜日は、原則休業日。

【料金】

- ・一般診断 二, 四〇〇円
- ・カウンセリング付き診断 四, 八〇〇円

ナスバの被害者援護制度をご存知ですか？

交通事故被害者 援護制度のご案内

◎交通遺児等への育成資金貸付け（無利子）

自動車（バイク）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭の中学卒業までのお子様へ貸付け金額（無利子）

◆対象

自動車（バイク）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭の中学卒業までのお子様

◆返還方法

二十年以上以内の均等払い（進学等での猶予あり）

◎重度後遺障害者への介護料支給

はじめに一時金 十五万五千円
期間中、毎月一万円又は二万円
希望により小・中学校入学時に
入学支度金 四万四千円
入学金等での猶予あり

◆対象

自動車（バイク）事故が原因で、脳、脊髄、胸部臓器に重度の障害が残り、日常生活において常時又は随時の介護が必要となった方

◆支給額（返還不要）

月額三六、五〇〇円～二二、五〇〇円の間で障害の程度により支給（短期入院）費用の一部も別途支給

《お問い合わせ先》

独立行政法人
自動車事故対策機構旭川支所
TEL 〇一六六四〇一〇一一

悪質な自転車の交通違反に 「反則金制度」導入を検討

警察庁

自転車は、レンタルサイクルやフードデリバリー、通勤など、多くの用途で使用される一方で、近年、歩行者との事故件数が増加していることから、警察庁は、自転車の悪質な交通違反の取り締まりについて、車やバイク、電動キックボードなどと同様に、反則金納付で刑事罰を免れる「交通違反通告制度」、いわゆる「交通違反告知書（通称「青切符」）の導入を検討すると発表した。

この「青切符」は、運転者が反則行為（比較的軽微な道路交通法違反行為）をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事罰が科されない制度として、一九六七年の改正道路交通法で導入されたもの。

導入当時は自転車の違反は車ほど多くなかったことから、自転車はこの制度の対象にはならず、現在も、悪質な違反の取り締まりは刑事罰の対象となる「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式（通称「赤切符」）が交付されている。

警察庁によると、近年、信号無視や歩道を猛スピードで走り抜けるなど、交通ルールを守らない悪質な自転車利用が増え、昨年は二九〇五件の死亡重傷事故が発生しているが、自転車側の約七割に法令違反があったとされている。

命を守るシートベルト



また、全国の警察は自転車の取り締まりを強化し、悪質な違反には「赤切符」を交付し、昨年は二万四五四九件を摘発している。

このように、現行の自転車の取り締まりは「赤切符」を交付し、起訴される罰金が課され前科がつくこととなるが、摘発された中で実際に起訴に至るケースは、一％～二％程度しかない状況となっている。

不起訴となれば、反則金のような経済的な制裁もないことから、再び交通ルールを無視する自転車の利用者も後を絶たないとみられる。

こうした状況から警察庁は、違反を減らすためには自転車の交通秩序と制裁制度の見直しが必要と判断。有識者による検討会で議論を重ね、早ければ来年度の通常国会での道交法改正を目指すとしている。

フアルトに体を叩きつけられたり、後続車両に轢かれることで、最悪の場合は命を落とす可能性があります。

前席同乗者が被害を受ける可能性、衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバックで挟まれ、頭部に大怪我を負うことなどにより、命を奪われることもあります。

シートベルトの正しい着用方法

シートベルトは正しく着用することで、交通事故にあった際の被害を大幅に軽減できます。

- ①シートに深く腰掛け、体を斜めにせず正しい姿勢。
- ②肩ベルト（3点式ベルトの場合）は、首にからさない。また、肩ベルトがたるんでいない。
- ③ベルトがねじれていない。
- ④腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかりと締める。
- ⑤バックルの金具は確実に差し込む。

シートベルトは運転者・同乗者を守る大切な命綱です。クルマが発進する前には必ず「全席シートベルト着用」を、運転者・同乗者がお互いに心掛けるようにしましょう。

愛車に好きなナンバーつけてみませんか？

希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気高いと考えられる右記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選になります。（月～金曜日受付分を原則として翌月曜日抽選）
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

旭川599
さ41-78

4桁以下のアラビア数字選べるのはここです！

抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

※事業用及びレンタカーを除く

インターネットからも予約できます。
アドレス <https://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで

(一社) 旭川地方自家用自動車協会
TEL (0166) 51-1221